

令和3年度第1回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年4月13日（火）午後1時30分から4時00分まで
場 所	静岡県庁別本館4階特別会議室
出席者 職・氏名	<p>○委員（敬称略、五十音順）11名 岡島 いづみ※、岡田 令子、加須屋真、小泉 透※、斎藤 貴江子、立蔵 洋介、坂東 英代、東 恵子、森下 祐一（副会長）、横田 久理子※、吉崎 真司（会長）</p> <p>○事業者等 株式会社ブルーキャピタルマネジメント※、一般財団法人日本気象協会※ ※印は、WEBでの参加者</p> <p>○事務局（県側出席者） くらし・環境部環境局生活環境課長 他</p>
審 議	（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書
配布資料	<p>令和3年度第1回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿（審査会委員、事業者、事務局） 配席図</p> <p>【審議資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】環境影響評価（環境アセスメント）について、 ・【資料2】（仮称）函南太陽光発電事業にかかる環境影響評価方法書説明資料（2021年4月） ・【資料3】静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解 ・【資料4-1】静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解 ・【資料4-2】同上 追加 ・【資料5】方法書に対する意見の概要と事業者見解 ・別添 各意見に対する事業者の見解補足資料

1 議 事

「（仮称）函南太陽光発電事業にかかる環境影響評価方法書」に関し、事前に出された審査会委員からの意見に対する事業者見解について、審議した。

2 審議内容

(1) 審査会成立の確認

委員 15 名中 11 名が出席。静岡県環境影響評価条例施行規則第 46 条第 2 項に基づき、本審査会は開催成立。

(2) 審議事項

「(仮称) 函南太陽光発電事業にかかる環境影響評価方法書」について、

(事務局) それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和 3 年度第 1 回静岡県環境影響評価審査会を開催いたします。事業者の皆さん、聞こえてますでしょうか。聞こえているようでしたら何か合図をしていただけますか。ではウェブ参加の委員、聞こえますでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは開会に先立ちまして、静岡県くらし環境部参事から御挨拶を申し上げます。

(参事) 皆様には、御多用にもかかわらず、本審査会にお集まりいただきましてありがとうございます。菅政権になりまして昨年、2050 年、カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略というのが打ち出されて、そうした中で、再生可能エネルギーの導入促進に関して国の動きがあります。アセスのですね、環境省が昨年から環境影響評価の見直しについて、の検討会を開催しておりまして、この対象事業の風力発電事業につきましても、アセスの規模要件を緩和することを 3 月に決定しております。

現在は、発電出力 1 万 kW 以上が法第 1 種事業ということで、アセスが必須となっておりますけれども、この要件が 5 万 kW に引き上げられます。この見直しに伴いまして、県条例の対応は今後検討していくこととなりますけれども、その内容につきましても、本審査会において御審議いただくことになると考えておりますので、よろしくをお願いします。

さて、本日は、田方郡函南町で計画されております「(仮称) 函南太陽光発電事業」の環境影響評価方法書について、御審議いただきます。

この事業は御存知の方も多いと思いますけれども、アセス手続に先行して森林法に基づく林地開発許可が既に行われております。林地開発許可では森林法に規定する災害の防止、水害の防止、水の確保、森林環境の保全の 4 つの基準に基づき審査が行われ、許可がされております。

一方、環境影響評価では、林地開発許可とは異なる視点で、事業の実施が自然環境や生活環境に及ぼす影響が回避・低減されるよう、御意見をいただければと考えております。

本事業につきましては、本審査会で本日を含めて計 3 回御審議いただく予定です。

審査会での委員の皆様からの御意見と、住民の皆様の方々からの環境保全の見地からの御意見、また今後提出される函南町長からの環境保全の見地からの御意見を踏まえて、知事意見を形成してまいります。

本日は長時間の審議となりますが、何とぞ、どうぞ、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 続きまして、本日の会議の成立要件を確認させていただきます。お手元の資料の次第の次の頁、委員表を御覧ください。本日はズームを含め 11 名の皆様に御出席いただいております。

静岡県環境影響評価条例施行規則に定められた委員の過半数出席との本審査会の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは次第の 2 に移ります。本日は函南町軽井沢を事業実施区域として想定している太陽光発電所建設事業「(仮称) 函南太陽光発電事業にかかる環境影響評価方法書」について、御審議いただきます。議事の進行につきましては、静岡県環境影響評価審査会の会長をお願いいたします。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

(会長) 皆様、こんにちは。それでは審議に入りたいと思うんですが、ウェブで参加されている方で、事業者さん、ブルーキャピタルマネジメントさんはどちらにいらっしゃいますでしょうか。手を挙げていただけますか。

それから日本気象協会さんも一緒ですか。お一人で手を挙げている方は日本気象協会さんの御担当者様ですね。はい、わかりました。それから委員と委員は聞こえていますか。はい、了解です。

それでは早速、始めさせていただきたいと思います。

まず初めに事務局の方から環境影響評価の手続きにつきまして説明をいただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

<事務局説明>

(事務局) それでは事務局の方から御説明させていただきます。

それではまず資料の 1 を御覧ください。資料の 1 の 1 枚目の頁の上のスライドなんですけれども、環境影響評価というものには 2 種類ありまして、左側の法手続、右側の条例の手続となっています。今回は条例の手続きということで行われることとなります。

それは下の方にありますけれども、太陽光発電施設の建設、太陽光発電所の事業の面積が 65.3ha となっております、条例の第 1 種事業に該当するからとなっております。

それでは下の方のスライドを御覧いただきたいんですけども、こちらには環境影響評価の目的等を、法律に基づいてどういうふうに規定されているかということをもとめた資料になります。

まず環境への影響というものなんですけれども、こちらについては環境基本法の第2条の第1項に環境負荷という形で記載されています。環境負荷とは人の活動により環境に加えられる影響と定義されております。このことは下の囲みのところにありますけれども、自然現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害を含まない、要は直接、災害を評価することはアセスの対象とはならない、ということがここに記載されています。

それでは環境影響評価とは、ということなんですけれども、こちらは下の方なんですけれども、条例の第1条に規定されております。ゴシックで強調した部分に目をやって頂きたいんですけども、環境影響評価とは、事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことということがまず記載されております。それで環境影響評価の程度が著しいものとなる恐れがある事業については、環境影響評価等が適切かつ円滑に行われるための手続き、その他必要な事項を定め環境影響評価等の結果をその事業の内容に関する決定に反映させる、その事業にかかる環境の保全について、適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資する、となっております。要は環境影響評価は事業者が行うもので、県や行政はその制度を作る手続きを作ってそれにのっとってやっていただくと。その結果として県民が健康的で文化的な生活に資するということになっております。

次の頁を御覧ください。一方で今回のこの事業なんですけれども、多くの住民の方々、この事業に伴う水害や土砂災害というものへの懸念の御意見をいただいております。審査会の中で、委員の方々にこれらの意見を踏まえた審議をしていただくために、環境影響評価技術指針、県のものなんですけれども、こちらの記載内容を別途引き出したものがこちらのスライドになります。

項目指定が27項目挙がっているんですけども、そのうちゴシックとアンダーラインを引いた4項目、こちらについては、水害や土砂災害と関連のあるものというふうに考えております。委員のお手元の方には、この県の条例に規定されている環境要素と、事業者さんの選定して下さったアセスをやる項目を一覧にした資料を配布させていただいております。こちらも参考に今日御審議いただけたらと思います。

また資料1の方に戻っていただきまして、下のスライドなんですけれども、先ほどの4つの項目、その環境要素、調査項目、調査地域がどういうふうに規定されているかをまとめた表になります。

御覧いただくとわかるんですけども、調査地域のところですが、すべて事業の実施によりとか、事業の実施によって、ということが記載されております。言い換えるならば、事

業の直接の影響がわかる範囲でしっかりと環境の影響を評価していくと、ということが趣旨として記載されております。

続きまして3枚目の資料の1の3のスライドの頁を御覧いただきたいんですけども、これからの流れなんですけれども、現在、一番上の環境影響評価方法書の手続きが進められております。この方法書には環境アセスメント、方法の決定するために設けられたもの、どのような項目でこれから調査や予測評価を行っていくかということが示された文書になります。その調査項目につきまして、委員の皆様から御意見をいただきましたら、事業者はそれらの御意見を踏まえて、環境影響評価を実施し、続いて準備書、評価書、という流れで手続きは進められていくこととなります。

最後ですけれども、こちらのほうが今回、方法書の手続きの主な流れになっております。昨年の12月に方法書が県の方に提出されました。その後、県庁内で会議などを行い、今回4月13日にアセス審査会1回目が開催されています。この後、あと2回審議を行っていただきまして、6月下旬ごろには知事意見を形成するという予定を組んでおります。

事務局から説明は以上となります。

(会長) ありがとうございます。只今の事務局からの説明について、御質問がございますでしょうか。各委員の方から質問や確認等の御発言があればよろしくお願ひします。特によろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは本日審議する事業ですけれども、お手元の資料のとおり、事前に各委員から方法書の内容について、御意見を文書で提出していただいております。その意見に対する事業者の見解等について、今日、御用意いただいております。また県庁内の関係各課と住民からの意見に対しても、事業者の見解が示されておりますので、今日皆さんのお手元の方に事業者の見解書も含めて資料が届いているかと思ひます。

今日、方法書の審議になるわけですけれども、方法書の内容につきまして、事業者の方から御説明頂くのは本日が第1回目、初めてということになりますので、審議にあたり、まずは事業者さんの方から、事業の概要を御説明いただき、そのあと各委員から御意見等に対する見解、もしくは補足説明をいただくような形で、具体的な審議を進めていきたいというふうに考えております。

事業者さんよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それではまず事業者さんの方から事業の概要と方法書の作成の考え方について、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(事業者) 聞こえていますでしょうか。

(会長) いま聞こえ始めました。

(事業者) これより、函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書の内容について、御説明させていただきます。私は、株式会社ブルーキャピタルマネジメントの安倍と申します。よろしく願いいたします。

まず、最初にお手元のパワーポイントの資料の概要について、作業計画を私が説明し、それ以外については、環境影響評価の業務を委託している日本気象協会から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料2について、説明をさせていただきます。

6頁の事業計画の概要を御覧ください

本事業は、太陽光発電所を設置する事業です。最大出力は29.8メガワットで、対象事業の実施区域の面積は65.3haです。令和4年8月に工事を開始し、運転開始は令和5年12月を予定しています。

次に7頁の対象事業実施区域の設備の配置計画を御覧ください。発電所の設備としては、ソーラーパネルを橙色の範囲に設置し、そこで発電した電力を変換するための変電所を計画地の北側の黄色い箇所を設置します。また調整池については、計画地の西側の流域に調整池A1及び調整池A2、計画地の左側の流域の南側に、調整池Bを設置します。このように流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制します。また計画地の外側に、残置森林を設置するとともに、造成のり面、盛土面、調整池生態系については、安全基準を満たすように設計し設置いたします。

次に10頁の資材等の輸送経路を御覧ください。太陽光パネルなどの資材等の輸送ルートは図に示す主要地方道11号です。対象事業実施区域の周囲の住宅の状況としては、計画地の北西側に隣接して軽井沢地区がございます。47頁に示しているように、この軽井沢地区を赤沢川が流れ、途中から柿沢川となります。この赤沢川に調整池A1、調整池A2の排水が放流されます。また計画地の南東川流域、調整池Bの下流域は丹那沢があり、その流域の少し南側に小学校があり、丹那沢の下流域には住宅があります。

(事業者) ここからは引き続き日本気象協会の松田が説明いたします。資料17頁の関係地域の範囲を御覧ください。関係地域は供用時の景観への影響が想定される影響範囲を基に最も影響が大きいと考えられる景観の約3000mを基盤として設定いたしました。熱海市側は尾根筋の東側になる63頁に示す通り計画地は可視領域ではございません。

(会長) すみません。今の63頁ってどこですか。

(事業者) 63 頁というのは資料 2-32 と一番下に書いてあるところとなります。

(会長) 資料 2-32 というのが 64 頁ということですか。

(事業者) そうですね。それぞれ左下に頁が書いてあります。

(会長) 左下のスライドのこの小さな文字ということですね。

(事業者) そうですね。頁についてはこれを示しております。

(会長) 我々の手元にある資料がモノクロで配布をされておるので、方法書の何頁というのを合わせて御紹介いただけると我々としては理解が進みます。

(事業者) 方法書のですね、243 頁になります。

この図からですね、尾根筋の東側は見えないことから熱海市さんと協議したうえで関係地域から除外しております。

次に 18 頁を御覧ください。一般の影響範囲の考え方は、鉄塔の輪郭がやっとみえる垂直視角 0.5° と架台に設置したソーラーパネルが視認できるまでの距離、500m の 2 倍である約 1000m までを影響範囲と考え、伊豆スカイラインからの眺望を考慮して約 3000m といたしました。

次に 20 頁から 24 頁について、御説明してまいります。地域の概況としての特徴は以下のとおりとなります。ここで、方法書の 124 頁になりますが、ここに記載している通り配慮が特に必要な施設として、対象事業実施区域の南側、約 0.9 キロに丹那小学校及び丹那幼稚園がございます。また対象事業実施区域に隣接して住居地域が存在しております。

次に方法書の 46 頁を御覧ください。対象事業実施区域の南西側には一級河川の柿沢川が分布しております。方法書の 55 頁を御覧ください。土壌の状況として対象事業実施区域は主に黒ぼく土と淡色黒ぼく土等からなっております。また土地の改変では黒ぼく土は残土として搬出し、土壌の安定するローム層を目途に使用をいたします。

次に方法書の 94 頁を御覧ください。対象事業実施区域及びその周囲における重要な自然環境のまとまりの場として、植生自然度 9 に該当する植生、自然公園、保安林、町指定の天然記念林及び鳥獣保護区が分布しております。

次に方法書の 97 頁を御覧ください。対象事業実施区域及びその周囲における重要な眺望点として、十国峠展望台、伊豆スカイライン滝知山展望台等の 7 地点が挙げられます。

次に方法書の 99 頁を御覧ください。対象事業実施区域及びその周囲における景観資源といたしましては、火山群の箱根火山群、多賀火山群等の 4 カ所が存在しております。

方法書の 101 頁を御覧ください。対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合い活動の場として、火雷神社、酪農王国オラッチェ等の 12 地点を挙げております。これらの状況を勘案いたしまして、評価項目の選定を行いました。

元の資料 2 にお戻りいただきまして 27 頁の評価項目の選定を御覧ください。環境影響評価の項目の選定にあたりましては、「発電所アセス省令」等について解説された経済産業省の発電所にかかる環境影響評価の手引きを基本として、静岡県環境影響評価の技術指針等の内容を踏まえ、事業の特性及び地域の特性を考慮し、評価項目の選定を行いました。この手引きには、太陽光発電事業による影響が想定される環境項目が示されておりますので、それを基本として項目の選定を行っております。

なおこの参考項目は環境省の太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会の報告書を参考として設定が行われており、本来検討報告書は全国の自治体で過去に実施された太陽光発電事業に係る環境影響評価の事例を踏まえております

次に大気質、騒音、振動、水の濁り、重要な地形・地質、土地の安定性、反射光、植物・動物生態系、景観、産業廃棄物及び残土につきましては、影響要因の区分ごとに参考項目を選定しております。一方人と自然との触れ合い活動の場は、人と自然との触れ合い活動の場へのアクセスは、工事中車両の影響を受けないこと、対象事業実施区域内にはその活動の場が存在していないことから選定いたしませんでした。

このように経済産業省の発電所にかかる環境影響評価の手引きにおいて、影響が想定されるとされる参考項目につきましては、選定・非選定の理由を報告書に記載しております。

次に 28 から 30 頁の静岡県条例による項目の選定・非選定の結果を御覧ください。県条例の項目の太陽光発電事業で選定する必要があるのではないかと住民意見を多くいただきましたので、経済産業省手引きで参考項目として設定されていない土壌、土壌の流出、堆積、地下水の変化、河川の変化、文化財、地域交通について、選定しない理由を説明いたします。

土地の安定性につきましては、樹木の伐採や土地改変により、太陽光発電所が設置される傾斜地において、土地の安定性が確保されないという恐れがあることから、供用時について、設定しております。土地の安定性が確保されないということは、地形崩壊や土砂流出等の影響を指しますので、土壌、土地の流出や堆積や、土地の安定性に含まれるものと考えております。また工事中の土地の安定性につきましては、その影響が大きくなるのは盛土が最大となった時期となり、供用時の条件と同様となるため選定しておりません。

次に地下水の変化につきましては、供用時において、事業の実施による大規模な地下水の取水を行う場合に、地下水位、水量への影響が想定されますが、太陽光発電事業では地下水は取水しないため、地下水への影響は想定されないことから選定しておりません。また施設の存在については、地下水脈に達するような構造物は設置していないことから、選定しておりません。

次に河川の変化につきましては、地形の改変等により土地利用の変化に伴う浸透能の変化等による河川・沢等への流量変化が想定されますが、調整池を設置することで雨水排水はいったん貯留され、一定量が排水されますので、河川の流量の変化は小さいと考えられ選定しておりません。対象事業の実施区域の周囲は指定文化財として火雷神社の断層及び火雷神社の社叢、登録文化財として十国峠が存在いたしますが、これらの文化財は直接改変するものではないことから設定しておりません。

次に地域交通につきましては、交通渋滞が発生する時間帯は通勤時間帯への市街地への方向が本事業の関係車両の通勤車両は逆方向であることから、渋滞による影響は想定されず選定しておりません。

次に 32 頁の調査及び予測、評価の手法の概要を御覧ください。調査・予測、評価の手法は、本事業の内容を把握したうえで、本事業の事業特性及び事業地域特性を踏まえ、経済産業省の環境省令における太陽光発電所別表第 11 に掲げる参考指標を勘案しつつ、発電所に係る環境影響評価の手引き、静岡県環境影響評価技術指針及び専門家等の意見を踏まえて選定いたしました。

次に飛びまして 65 頁を御覧ください。評価につきましては、回避、低減の評価及び基準との整合性の評価を行います。評価は環境への影響が実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されていること、また環境保全について、適正な配慮がなされていること、次に環境保全上の基準や目標がある場合には、それらとの整合が図られていること、これらについて、実施してまいります。以上です。

(事業者) それでは引き続きまして資料 3 の説明をいたします。資料 3 につきましては、審査会委員の検討に対する事業者の見解について、説明いたします。

お手元の資料 3 を御覧ください。主な意見等、事業者見解について、説明します。意見番号 1 につきまして。

(会長) 事業者の方、すみません。ここから先、また中身の話になるかと思いますので、今最初に御説明いただいた資料 2 の事業の概要について、質疑応答を入れさせていただきますので、御理解をお願いします。

(事業者) はい。わかりました。

(会長) では委員の皆さんから、今説明があった資料について、質疑応答をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

まず私の方から確認をさせていただきたいのですけれども、この審査会はですね、静岡県の環境影響評価条例に基づいて設置された審査会です。ですので、我々としてはこの

環境影響評価審査会は静岡県環境影響評価条例に基づいて審査をさせていただきます。その視点で考えていったときに、先ほど説明がありましたこの環境影響評価項目、項目の抽出の仕方なんですけれども、経済産業省令の参考項目に基づき、県の環境影響評価技術指針にのっとった項目が参考として挙げられているんですが、これは逆にさせていただきたいです。静岡県の環境影響評価条例の技術指針にのっとった項目をまず挙げて、それに基づいて評価項目等の抽出をしていただきたいと思います。その上で、この静岡県の環境影響評価条例の技術指針に入っていない、含まれていない項目で、事業者さんが必要と思われるものについては、その他、それぞれの項目のところにその他という項目がありますので、そこに載せるべきものと思います。提示されているこの一覧表には、その他という項目が入ってないですね。実はこの環境影響評価法とか、環境影響評価条例の中で、その他というのは非常に重要な項目なので、その他を地域の特性に応じて、もしくは事業の特性に応じて必要と認められる事項については、その他のところでしっかりと評価項目に入れていただいて、選定するか選定を検討していただく必要があります。

ですので、今後の審査、審議につきましては、まず静岡県の環境影響評価条例の評価項目の項目の並びに従って説明と書類の作成をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事業者) 承知いたしました。準備書の方では、そのような形で作成してまいります。審査会においてもそのような形で進めさせていただきます。

(会長) よろしくお願ひします。そうしないと、条例の方にのっとっていろんなことが検討されているかどうかは、なかなか私たちの方で見えなくなってしまうもので、そのあたり、是非よろしくお願ひいたします。

はい、では他の委員の方から。事業について、確認あればよろしくお願ひいたします。

(副会長) 今説明された資料の18頁、資料2-9ですけれども、参考として景観の影響範囲の一般的な考え方というものがあって、下に表が出ているんですが、ここで説明されているのは、地上高度4m、これはパネルの高さだと思うんですが、4mの送電鉄塔があった時に、垂直視角が0.5°になる距離が500mということなんですけれども、実際には、鉄塔が1本立っているわけではなくて、10万枚近いソーラーパネルがあるわけですので、そのパネル全体のですよね、横幅それから上下の幅を含めて垂直視角と水平視角がどの程度になるのか、それをお教えください。

質問がちょっと悪かったですね、角度がどうなるかではなくて、垂直視角、水平視角それぞれが、0.5°になる距離がどれくらいかをお教えください。

(会長) 事業者さんよろしいでしょうか。

(事業者) 景観の場合でございますけれども、まず横方向の角度につきましては、人の視覚として、60°の範囲が見える範囲ということでフォトモンタージュ等による写真の撮影を行っております。高さ方向につきましては、水平方向と高さ方向と両方を含めた形で条件設定する情報の場が、今の所ございませんので、高さ方向につきましては、この鉄塔の見え方というのを、景観の影響範囲については、一般的に利用されておりますので、その手法に従って影響範囲を考えております。

(副会長) 2つの方向について述べられているのですけれども、パネルが面的に並んでいるわけで、ある場所から見た時に、横方向それから縦方向に見える角度があると思います。それが高さ方向に4mではないはずなんです。それは見る角度によると思います。そういうような考え方をされているかどうかということをお尋ねをしています。

(会長) 事業者さんいかがですか。

(事業者) 横方向についてはフォトモンタージュにより、その影響の程度について予測することができると思います。ただ、ここで設定しているのは景観の影響範囲ですので、一応、鉛直方向の構造物に対する見え方というところで設定しております。面的な評価の元となる何らかの情報がございましたら、それを適用させていただきます。今のところそういった知見がなかったので、この方法によりまして、影響範囲を設定いたしました。

(副会長) とりあえず、回答はわかりました。また後々そこの所は触れていきたいと思えます。

(会長) ほかに事業計画について、御質問ございますか。 はい、委員、お願いします。

(委員) 坂東です。資料の6頁のところに、工事開始時期が令和4年8月予定となっておりますが、調査の日程とかを勘案すると、これは間に合わないのではないかとと思うんですが、ここを変更していただくというか、変更する予定はございますか。

(事業者) 工事開始の時期について、なんですが、現状、今進めている調査が8月には終わる予定ですので、このスケジュールで示させていただいております。

(会長) よろしいですか。他はよろしいですか。じゃあ、私の方からもう一度評価項目について、質問をさせていただきたいんですが。県の環境影響評価技術指針に記載されている、例えば、河川の変化とか、地下水の変化とか、そういったものは、今回は一切評価項目としては選定しない、土壌や土砂の流出や堆積についても、評価項目としては選定しない、それから人と自然のふれあいの活動の場も評価しない、局地風やそういったものも評価しない、そういう理解でよろしいでしょうか。

(事業者) そうでございます。

(会長) 中身を読ましていただくと、例えば、河川の水量が増える方向で、イメージされているので、影響がないから選定しないというふうに見えるんですが、減る方は考えなくてもよろしいんですか。そういう影響というのは。

それから、例えば動植物生態系についても、工事中の影響のところには○が付いていないので評価項目として工事中の影響は考えないというそういう理解でよろしいんですか。

(事業者) 工事中の動植物生態系については、項目を選定しております。

(会長) 工事用の資材等の搬出については○が付いていませんが、例えば、工事用の道路を取り付ける際にそういったものへの影響とか、そういうものは考えないという理解でよろしいんですか。

(事業者) 工事用の資材等の搬出入につきましては、既存の道路を走行する車両の影響でございますので、動植物生態系は項目として選定しておりません。

(会長) 建設機械の稼働について、音とか振動とか、そういったものについての動物への影響とかも今回は環境評価としては考えないということですか。

(事業者) それにつきましては、造成等の施工による一時的な影響ということで、工事中を項目に選定しております。

(会長) ということは、造成等の施工による一時的な影響の中には建設機械の稼働による影響みたいなものも含めて考えるという理解でよろしいんですか。

(事業者) そうでございます。

(会長) そのあたりをもう少し整理していただいた方がいいのかなと思います。せっかく建設機械の稼働という項目がありながら、そこには〇をしないで、造成時の施工による一時的な影響には含まれるというのは、なかなか見えにくいので、そのあたりをもう少し整理をしていただいて、もう一度この県の技術指針にのっとった時に、環境評価等の項目の適切性、選定の適切性といったものをしっかりと御検討いただいた上で、調査に入っていた方がいいかなと思いました。

(事業者) わかりました。

(会長) 他はよろしいですか。ないようでしたら、委員の先生方、既に意見を出されて、そちらの方で、審議に入りたいと思います。では、事業者さんの方から意見に対する見解の説明をお願いいたします。

(事業者) それではお手元の資料3を御覧ください。

意見番号1及び意見番号3のソーラーパネル設置後の地表面は裸地のままでしょうか、または洪水時の濁水発生に関してどのような対策がなされるのでしょうかという質問です。

見解としましては、方法書の10頁の表2の2の2、土地利用の内訳の注に示していますように、ソーラーパネルの下、種子の吹き付け等を行うこととしています。工事の濁水対策は、お手元の資料の2-7の下に示してありますように、工事中は開発による流出水の増加に対処するため、沈砂池工事を先行し、工事期間中の降雨時における土砂の流出による濁水の発生を抑制します。また造成法面等が、造成後速やかに転圧や緑化を図る環境保全措置を検討いたします。沈砂池の位置は資料2-4の上の図の調整池と同じ場所です。平面図は添付資料の28から30に示してあります。

次に意見番号5について、ソーラーパネルの海外移送はどこからどのような形で持ち込まれるのか。海上コンテナ床板の割れ目のすき間からヒアリなどが入り込む可能性があります。

見解としましては、パネルは中国、パワーコンディショナーはドイツからコンテナにより移送されてきます。受入れ時のヒアリの混入対策は、環境省のヒアリの防除に関する基本的な考え方で確認いたします。

意見番号21と22、稼働後に太陽光パネルによる温度の上昇や、除草剤の影響、河川への濁水の影響など周辺の生物への影響が想定されますが、これらの影響について、も調査すべきではないでしょうか。

太陽光パネルにつきましては、太陽光が当たった場合の測定事例によりますと、夏季アスファルトの温度が 40℃程度に上がるのに対し、パネルの上では 28℃程度と予想よりも小さいとの資料がございます。その内容については、資料 5-36 の事業者見解 188 でも説明いたしております。雑草に対しては除草剤が通用せず、人手による草刈り対応いたします。河川への濁水の影響につきましては先ほど説明しましたように、造成地の流末部に沈砂池兼調整池を設置する計画としており濁水を下流域には流さないという計画にしております。また周辺での動植物把握のため魚類や底生動物の調査を報告書 237 頁の地点で実施いたします。また水の濁りについては、資料 2-24 の上の図の 3 地点で調査を行います。

次に意見番号 25 の函南町内の河川水質調査地点は、柿田川の水質について、も記述すべきで、事業予定地から流出水が到達する地点の水質調査地点と水質の状況について、確認の上、反映願いたい。

見解としましては、水質の記載資料が県の資料では水質のモニタリング事業が実施されていませんが、函南町では実施されていますので準備書に記載いたします。また浮遊物質、流量の調査地点を、お手元の資料 2-24 の上に示す通り、水質 1 は調整池 A1、A2 の排水を放流する赤沢川と金敷川の合流地点、水質 2 は調整池 B の排水を放流する丹那沢地点、水質 3 はすべての調整池の排水が合流する柿沢川と金敷川の合流の地点として設定しております。水の汚れにつきましては本事業では水の汚れを発生させる要因がありませんので評価項目の選定はしていません。

続きまして意見番号 30 と 31。浮遊物質の調査を降雨時に一回行うとしているがどの程度の降雨規模を想定しているのか、または調査地点の水質 1、2 の地点は良いが、それよりも上流で行うべきではないでしょうか。

見解といたしましては、環境影響評価では降雨時の調査は時間雨量 10mm 程度が予想される降雨を想定しておりまして、ピークが捉えられるように、その前後を含め複数回測定しています。また評価の手法としては排水口で予測された排水量、浮遊物質濃度を用いて降雨時の流入先河川の流量、浮遊物質濃度がどのくらい変化するかを予測します。従って調査地点を濁水が排水される河川や沢の代表点として設定しています。また降雨時の調査については、安全が確保されていることも必要と考えています。

続きまして意見番号 35。対象事業実施区域周辺の地盤はもろく、北伊豆地震等により多くの斜面崩壊が発生しています。過去の災害の発生を踏まえうえて環境影響評価をすべきではないでしょうか。

見解といたしましては、土地の安定性は林地開発申請時と同様に盛土断面の円弧滑り計算を、ボーリング調査結果を条件として設定し、通常時及び地震時の予測状況を設定して安全率を予測評価いたします。従って地震時の条件も加味されています。なお北伊豆地震

については資料 5-10 の 見解 38 に示しますように、700 年から 1000 年に 1 回、丹那断層の地震が発生しており、しばらくの間は発生しないとも考えられておりますが、周辺の断層群については未知の部分が多いと考えられていることから、準備書では通常に加えて地震時の条件も加味されています。

続きまして意見ナンバー45。土地の安定性について、事業実施区域内の一部は土石流危険渓流の一部に含まれており、斜面安定だけではなく土石流のリスクの評価について、も必要ではないでしょうか。

見解としまして対象事業実施区域内は方法書 180 頁に示す通り土砂災害危険場所に指定されておりましたが、その後周辺地域を含め土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定が完了しておりその状況がお手元の 2 の 35 頁のとおりです。この事業によると土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、土石流が対象事業実施区域の北側の赤沢川が指定されており、当該地域への事業による影響は調整池 A1 の流域における土砂崩れが考えられます。土地の安定性は調整池 A1 の上部の盛土部を対象として盛土断面の円弧滑り計算をボーリング調査結果を条件として設定し、通常時及び地震時の安全率を計算して予測評価いたします。また資料 5-11 の事業者見解 45 に示しますように、土砂災害警戒区域は土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域、また土砂災害特別警戒区域は特定の開発行為に対する許可や建築物の構造規制等が行われる地域となります。本事業ではこれら指定地域の土地の改変は行われなことから事業実施するうえでの制約はないと考えます。

次は意見番号 48 でございます。猛禽類の営巣地が確認されなかつ改変される場合には代替巣の創出等も検討するとありますが、まず巣とその周辺を残地森林として残すことを優先して検討すべきです。

見解としましては、今後の現地調査において猛禽類の営巣地の有無について、確認に努めてまいります。環境保全措置についてはその結果を踏まえ検討を重ねてまいります。営巣地が確認された場合には可能な限り御指摘のように保全することを検討いたします。

意見 65 でございます。植物の影響範囲が 300m と想定していますが、300m を十分に包括してないように思われるので、植生調査においてもしっかり調査計画を立案し、現地調査をして、結果を準備書に出していただきたい。

見解といたしまして過去に実施した調査に関しては、対象事業実施区域を中心に可能なかぎり網羅的に実施できたと考えておりましたが、御指摘のように過年度の調査からは時間が経過していることもあり、植物相を及び植生に関して追加で調査を実施いたします。追加調査の内容及びその結果については、準備書でお示しいたします。

意見番号 68 について、景観の調査範囲のエリアを函南町と熱海市の境界と作図されておりますが、景観への影響は行政区域を超えます。資料 2 の 32 の上の図の通り、対象事業実施区域より 3000m の範囲にすべきではないでしょうか。

見解といたしましては、景観の影響範囲は計画地から約 3000m を基本として設定しております。熱海市側につきましては資料 2-32 に示したとおり、こちらは尾根筋の東側となっております。尾根筋の東側の熱海市については可視領域ではないことから熱海市と協議の上、除外いたしております。

以上、審査会委員の検討に対する事業者の見解について、説明いたしました。

(会長) ありがとうございます。それでは審査会の委員の意見に対する事業者の見解につきまして質疑応答したいと思っておりますので、委員の皆さんから積極的な発言をお願いしたいと思います。

(副会長) 36 番を御覧ください。方法書の 57 頁に対象事業実施区域のボーリングの調査結果というのがありまして、これがどこの地区のものでしょうかと質問しました。一方で、219 頁には 1 から 7 の調査結果が示されております。ということは、これはボーリングの柱状図というよりは、総合柱状図なんですね。1 から 7 までを総合した総合柱状図ですから。

(事業者) はい、そのとおりです。

(副会長) なぜそう思ったかという、ここに分布深度と書いてあって、地表からの深度を書いてあります。7 本のボーリングは、地表の標高は同じじゃないですから、地表からの深度を書く場合というのは、単一のボーリングコアの場合はこのように書いていいんですけども、総合柱状図であれば標高で表さないとおかしいと思うんです。これが、なぜ分布深度が 6 本のボーリングで全部同じかという、疑問なんですけど、まずちょっとそこをお答えいただけますか。

(事業者) 表記を標高で再掲載するようにいたします。

(副会長) 標高で書いたとしてもですね、おかしい点があって。基本的にはですね、7 本のボーリングがあるとおっしゃっている、その場合には、最初に掘削した 7 本の柱状図があるわけですけども。その 7 本のボーリングコアの柱状図を標高を合わせて 7 本を横に並べます。それでここにある火山碎屑物層 1 とか 2 の境界をですね、それぞれのボーリングについて、認定をして、それを線で結ぶという作業をします。そのうえで、総合柱状図

を作るんですね。ですから、その生のデータを出していただきたい。総合柱状図というのは解釈図ですから、それをどの程度この地域に適用できるのかというのは、元のデータを出していただかないとわかりにくいということがあります。今日はその7本のボーリングの柱状図をお持ちですか。

(事業者) 資料はございますが、全体の地質構造を想定するために、そういった形で、表記しておりますが、適切ではないということでしょうか。

(副会長) 手順をしっかりと踏んでいただかないと困るんですね。ここに書いてある57頁の図というのは解釈図なんです。だから元の何本かの柱状図といのうのがまずあるわけです。ですから、それをまず示していただいて、先ほど言ったように境界をそれぞれ、一つの層の厚さは一定ではないですから、これを見ると、分布深度として単一の数字が書かれていて、どの層も一定であるかのように書かれています。こういうことは、普通なくて、ある層の厚さというのは場所によって少しずつ違いがあります。ですので、それを結んでやるということが必要であって、最終的に、もし総合柱状図を作るのであれば、その範囲が示されるということになると思います。ですので、まず生のボーリング柱状図を出していただくというのが最初だと思うんで、今あれば、そこで映すことは可能ですか。

(事業者) わかりました。方法書の中でボーリング調査を実施するというを示しておりますので、各調査地点の柱状図は準備書に記載するようにいたします。

(副会長) わかりました。ただ、現在既に手持ちであるのであれば、準備書といわずに、次回の第2回の時に資料としてお出し願えればよろしいかと思えます。その方が話しが早いと思えますので。いかがでしょうか。

(事業者) わかりました。そのようにいたします。

(副会長) その時には、先ほど言いましたように、7本の柱状図を、それぞれ標高をあわせて、それぞれの境界を線で結ぶというようなことをやって、その結果、総合柱状図ができるというその手続きがわかるような形をお願いしたいと思います。それとですね、細かいことなんですけれども、これが完新世となっているんですけれども。完新世というのは新しいですから、その活動はあったことを把握された上で書かれているかなと思うんですけれども、そういうこともきちっと書かれて、書いたものを出していただければと思います。よろしく願いいたします。

(会長) よろしいでしょうか。

(事業者) すみません 最後のところが聞きづらかったんですけども。

(副会長) 最後のところは、ローム層と書いてあって、例えば関東ローム層であればもっと古い時代ですね。ロームといっても、どこかの火山から来たものですので、この非常に新しい完新世に書かれているということは、既に時代がわかった上でここに書かれていることだと私は推測しますので、どの火山から来たローム層かということも、併せて記入していただきたいと、そういうことです。

(事業者) わかりました。承知いたしました。

(会長) よろしくお願ひします。ほかに委員の方から。はい 委員、お願ひします。

(委員) 21 番のところですけども。

(会長) 資料 3 の 21 番ですね。

(委員) これは最終的には、動植物相把握のために魚類や底生動物の調査は実施いたしませんと書かれています。これはこれで結構なことだと思いますが、その上の部分ですね、先ほどを確か表土を削ってローム層のところにパネルを設置するということだったのでしょうか。

(会長) 事業者さん、よろしいですか。先ほどの工事の説明の中で、黒ボク土については、剥ぎ取って、その下のローム層をむき出しにした上で事業を進めるというふうにおっしゃったと思うんですが、それでよろしいでしょうか、という質問なんですが。

(事業者) そのようにいたします。

(委員) そうした場合に、そこにパネルをたくさん設置するわけですけど、そこに雨が降ると、雨滴等で表土が削られて泥水が流れ込むと思います。その泥水、SS については、調整池で処理をするということになっています。それで下流には流さない計画というふうに書いてありますが、実際、資料先ほどの 57 頁ですか、方法書のところで、ローム層のパウダー状で柔らかいと書いてあります。そうすると、沈殿しきれものかどうかというのが非常に疑問です。大雨が降った場合には、調整池だけでなく外に流れ出すと思いますけ

れども、そうした場合、粒の細かい部分はその流れの中に入り込んだまま流れていく、例えば砂礫層だとか、或いは流域の流れの中の石の上、そういったところに積もって、生態系に影響を与えないかどうか非常に心配なので、ここで、その上のところに書かれている影響はないものと考えておりますというのは、いかがなものかなと思います。どうでしょうか。

(事業者) すみません。ここの表現につきましては、適切ではないので修正したいと考えております。

(会長) ということは、仮に工事によってそういう細かな物質が流れ込んで、調整池や沈砂池で防げないようなことについては想定して、今回の調査には組み込んで、準備書には、そういう生態系への影響がないのかどうかということについては記述いただけるということでよろしいのでしょうか。

(事業者) 水の濁りについては、項目として選定して、評価いたしますので、影響の程度は其中で明らかにしていきます。

(会長) はい。河川の水生生物と生態系への影響というのは其中で扱っていただけるということですね。

(事業者) 水の濁りによる動植物、生態系への影響については、ほかの事業でもこれまで対象とされておりませんでしたので、この事業においても同様に影響は小さいものというふうに考えております。

(委員) 実際どこの地域だったか定かではないんですけども、泥水が流れ込むことでかなり大きな被害を受けたと実例を、最近新聞等で読んだばかりなんですけれども、それでも、やはりそういう影響は非常に小さいというふうにお考えなのでしょうか

(事業者) 沈砂池で処理をした後に放流するようにいたしますので、その影響については、水の濁りという形で、SSを評価することとしておりまして、その水生生物への影響につきましては、対象として考えておりません。

(委員) そうような過少評価でこういうことが実施されて、他の部分の影響についても、そういう考え方では、非常にこの事業全体についての考え方が心配なんですけどもこの点についてはどうでしょうか。

(会長) 事業者さんの返答は変わらないということで理解してよろしいですか。

(事業者) 魚類と底生動物について、委員からの御指摘がございました。確かに濁水等の流出というのはないとは言い切れないと思いますので、現在、魚類と底生動物を調査項目にあげておりますので、その中でそのような影響について、みていくようにいたします。

(会長) よろしいですか。はい。委員お願いします。

(委員) 今、もう回答されたということなのかもしれないんですけども、資料1で先ほど県の方が説明された時に直接の災害は対象外ということを中心に強調されていたような気がするんですけど、今、議論されているのは降雨によって濁水が発生する、これが直接の災害と捉えるんですか、それとも工事の影響によって起こったものと捉えるかによって、影響の評価の仕方って、変わってくるかと思うんですけども、これについてはどなたにお伺いすればよろしいのでしょうか。

(会長) では県の方から、事務局の方から説明をいただきます。

(事務局) 事務局からお答えします。先ほど災害は対象ではないといったのは、土砂災害、土石流であったり土砂崩壊、山腹崩壊、そういうことが対象外ということになります。同じように洪水も対象ではない。ですけれども今回のように、水の濁りが生物に影響を及ぼすということになると、当然、環境影響評価の範疇になります。ですから引き起こされた現象というのは、評価の対象になるんですけども、災害そのものが委員の方々の意見を聴いて評価するものではない、そういうことをやる場ではないと答えていたつもりでした。以上です。

(委員) わかりました。ありがとうございます。ということで全般事項で、いろんな先生方も御指摘されていますけども、いろいろ貯水槽等々設備を作る、それがしっかりと機能するのとか、下流に対しての影響かどうかということがいまいち我々が見えてこないの、その辺りをもう少し丁寧に説明していただくことは可能なんでしょうか。

(会長) 今のは事業者さんに対しての質問ということですか。

(委員) はい。そうです。

(会長) 事業者さん、いかがですか。

(事業者) すみません。少し聞き取りにくかったのもう一度お願いできますでしょうか。

(委員) いろんな委員から貯水槽等々、設備を設置して、これが十分なのかとか、これを越流して下流にどのように影響が出るのかということ、いくつか指摘されているんですけど、それへの回答がこうこうこうなので影響はないと考えられますというふうにまとめられているんですが、これがよく理解ができないので、もう少し具体的に説明していただけますかということ。もう一つ追加ですけど、先ほど降雨の影響を時間当たり 10mm 程度を想定しているというふうには伺っています。それと降雨時調査には、安全面を配慮してという言葉もあるんですが、その当たりの調査も含めて濁水がどれだけ下流に出ていくのかというのをもう少しきちっと見ておく必要があるかと思うんですけど、いかがでしょうか。以上です。

(会長) はい。ありがとうございます。じゃあ、前半の方は、委員からのそういう要望があったということで事業者さんの方に今後対応していただくようにしたいと思います、後半ですね。今の降雨強度 10mm を想定してやっている話、事業者さん、お答えできますか。

(事業者) 降雨時の調査の安全性と言いますのは、どうしても上流域ですね、雨が時間雨量 20mm とか降りますと、通行止めになったり、あとは倒木、台風なんかで強い風が吹きますと、倒木で道路が通行止めになってしまうということがございます。また時間雨量 20mm なんか降りますと、やっぱり基本的には川に近づかないようにというふうな自治体からの要請も出ますので、あくまでも通常範囲の降雨があった時に濁りを外に出さないということが大事ですので、それが可能かどうかという調査をしていきたいと。あと前段でありました貯水槽とか調整池のですね、能力につきましてはですね、それは例えば 10 年の確率雨量が出たときに、どの程度の滞留時間が確保され、排出していく SS 濃度がかなり緩和されている、またいるということ調整池や沈砂池の能力の評価ということでお示しできるんじゃないかというふうに考えております。よろしいでしょうか。

(会長) いかがでしょうか。

(委員) ありがとうございます。一点、降雨の時に現場に行かないというのは鉄則だと思います。それなら現場に行かなくてもいい観測のシステムを構築するということを考えて、

やっぱり現場を知るということは、大事なんじゃないかなというのは意見として言わせていただきます。以上です。

(会長) ありがとうございます。私もそう思うんですけれども、非常に雨が降っているときにリスクを冒していく必要がないと私も思いますが、今は水位計や濁度計のようなものは自動でデータがとれるシステムもたくさんありますし、そういったものをセットして、継続的にデータをとるということは可能ではないかと思うんですが、そう言うところの検討というのはされないものなんでしょうか。調査方法として。

(事業者) 一つよろしいでしょうか。実はですね、愛知県でそのようなことをやったことがあるんですけれども、実は濁度計が流されてしまいまして、結局肝心の時のデータがやっぱり取れないんです。丹那沢を見てますと、普段は全く流れてないんですよ。丹那沢にもし付けたとするとですね、普段ひからびていて、雨降ったときだけ流れると。そうなるとう結局、雨が降った後に水位計をつけに行かなくてはいけないと、というようなことで、結局は、同じ労力になってしまって結局、危険性の回避につながってないという現在までの経験がございますので、できれば時間雨量、まあ 10mm でも、危険なんですけれども、できる限りのですね、努力はしたいなというふうには考えています。

(会長) リスクを冒してまでとは申しませんが、是非、調査方法として可能性があるのであれば検討いただいて、最も有効なデータが取れるような調査方法を最終的に選択をしていただくということだと思いますので、よろしく願いいたします。じゃあ、他の委員の方から。はい、委員。

(委員) 鳥類の坂東です。鳥類調査について、まず 3 点、確認と意見を追加したいと思えます。59 番のところなんですけれども、一般鳥類の調査時期が 3 季となっていますがどの程度の調査をするのか計画を示してくださいと、お伺いしたところ、準備書においてお示しさせていただきますという御返答なんですけど、先ほどお伺いしたら、もう既に調査に入っているということでしたので、これは今お教えいただけるのではないかと思います。

それから 2 つ目が 60 番の オオタカの調査に関してなんですけれども、これも調査時期及び範囲について、確認された時点で検討してまいりますということなんですけど、環境省の猛禽類の保護の進め方に準じて調査をしていただくというのが前提にあるのではないかと思います。その場合に 2 営巣期ですよ、繁殖に成功した年を含めた、シーズンを含めた 2 営巣期又は 1.5 年以上ということになりますよね。そうすると現在調査をしてら

っしょって、1.5年というのは、先ほどの日程で間に合うのかどうかというのは、ちょっと懸念されるのですが、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

それから調査の3点目で追加意見として、サシバとハチクマの渡りルート上にはないというのが調査の前提になっているのではないかと思うんですけども、方法書の77頁のサシバ・ハチクマの渡りルートに含まれないというのは、文献資料のどれで確認されたのかというのを伺いたいのと、文献資料もちょっと少なく先ほどの猛禽類の保護の指針とかも入っていないので、もう少しここを入れていただいてもいいのではないかなと思います。それが調査のことになります。

あと2番で調査位置図と現存植生と配置計画を重ねた地図がほしいというようにお願いしたところ、わかりにくくなるということだったんですが、自分で作りました。なぜほしいかという、どのような理由でここに調査ポイントを作ったのかというのを確認するためには、そこが調査計画上で何になるのか、ソーラーパネルが配置されるのか、それとも残置緑地になるのか、その辺の計画がわからないと、なぜここに調査ポイントを置いて生息数調査ができるのかがわからないので、その辺りは必要なのではないかとちょっと反論させていただきたいかなと思いました。

それから、10頁の鳥類の衝突の件についても、対策を検討いたしますというお答えをいただきましたけど、ここも検討した結果をしっかりと準備書に記載していただきたいというのがお願いです。以上です。

(事業者) ありがとうございます。こちらからお答えしてよろしいでしょうか。

(会長) はい、お願いします。

(事業者) 先生からの59番の3季となっているがというところですね、実際に調査を開始しておりますので今、現状をお示しできる部分につきまして、第2回の委員会の時にですね、お示しさせていただきたいと思います。次の60のところですね、調査期間と範囲の再検討というところの部分でございますが、こちらですね、一部、第2回の時に調査結果はお示しできると思いますので、その流れを先生に御覧になっていただきながら、またお話ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) はい、その2つは結構です。サシバ・ハチクマの渡りルートの件をお願いします。

(事業者) そうですね。渡りルートに関しましては、実際にこの場所、文献上では示しておれなかったところがございますが、通過ポイントがあまりないといったところですね、方法書の方にはお示ししておりませんでした。

(委員) 通過点になっていないということを確認していただきたいんですね。イヌワシ、クマタカのエリアについては、イヌワシ、クマタカの分布メッシュ図には示されていないということを書いてらっしゃるので、それと同じように、渡りルートもないということを書きの中ですべて示していただきたいということです。

(事業者) わかりました。そちらの方も、第2回るとき、一部、補足説明資料としてお付けするようにいたします。

(委員) はい、お願いします。

(事業者) 先生は重ね図を作っていたということなんですけども、そちらのほう第2回の委員会までに、もう一度こちらの方で作成してお示しするようにいたします。

(委員) はい、ありがとうございます。お願いします。

(会長) 残念ながら、この方法書には再提出していただくような手続きというのが、環境影響評価条例にはありません。我々としては、方法書について、いろいろ御指摘させていただいたり、意見を述べさせていただきませんが、これらが反映されたかどうかというのは、次の準備書でなければ確認ができません。そういうことですので、このあと2回の方法書の審査会の中で、方法書の記載についての変更があるのであれば、その2回の中で極力お示しいただくようお願いしたいと思います。はい、委員、お願いします。

(委員) 63番のところをお伺いしたいんですが、秋山委員の御質問を読むと、冬だからこそ採取できる魚類や底生生物の種があるのではと言うように読めるので、見解の方をもう少し説明していただけたらと思いました。冬だからこそ見られる種があるのではないかと意見されていると思われるので、確かに観察できる種の数としては、行動が活発な春とか夏の方が多いとは思いますが、冬ならではの種というのを見なくてもいいということについて、もう少しお答えいただけますでしょうか。

(事業者) 冬といったところですね、特異なものが出るという場所ではないのではないかなというのが我々の意見でして、今回の区域に関しましては、川が非常に細い川の部分が多いですので、そういったところの書かせていただいているとおり、そういった魚類に関してはやはり深みのあるですね、温かい水があるような所へ一時避難していくと思いま

すので、そういったところからですね、冬というのは種類の数も減るといったところで、必要ないのではないかということから今、冬は外しておるところです。

(委員) 冬だからこそ見られる種がないというところについて、なぜそのようにお考えになっているのかを教えてくださいたいんですけど。

(事業者) 冬特有に、魚類に関しては、話したとおりに、細い川ですので、どうしても水が冷たくなるというところがあって、下流に降りていくだろうということが一つ、底生動物に関しましては、冬に限ってですね、成虫として羽化するような固体はいないと思います。秋といったところですね、成虫になったりしますので、その段階でも確認が取ればですね、今回の区域内のですね、調査ポイントでは、調査においてですね、種のリストとしては上がってくると考えております。

(委員) はい、わかりました。ありがとうございます。

(会長) できればそういうことも含めて現地調査で出てきた種について、確認時期、どの時期が、一番確認適期なのかというふうなところまで踏まえて調査、準備、調査に臨んでいただければありがたいかと思います。必ずしも方法書に書かれていないからといってやってはいけないということではありませんので、必要であればその適切な時期に調査をしていただくという、そういう考え方で調査をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員) 冬の調査というお話しでしたが実は、私も昆虫の調査をよくしますが、特に水生昆虫、トンボの幼虫、カゲロウの幼虫、カワゲラの幼虫等の調査は主に冬です。というのは成虫になってしまうと分散してしまっていて、そこにいる成虫だけの調査を落してしまう可能性がかなり高いんです。幼虫だと水の中にいますから、冬の幼虫期の調査をすることによって、そこに生息している、いわゆる成虫になって水の外に出ていくようなものでもいることが確認しやすい時期ですので、決して冬が適さないわけではなくて、むしろ水生昆虫については、冬というふうにお考えいただいた方がいいだろうと思います。

(会長) 事業者さん、いかがでしょうか。

(事業者) はい。先生の御意見ありがとうございます。今、方法書ではこのように記載しておりますけれども、実際、現地等でもう一度確認しながらですね、その時期につきまして、調整させていただきたいと思います。

(会長) よろしくお願ひします。はい、委員、お願ひします。

(委員) 景観を担当しました東です。私からの68番の質問についてです。3000mの可視領域の範囲に熱海市も少しですが入っておりますが、方法書には、熱海市と協議した上で除外しているという文言が入るべきだと思っております。この紫色にプロットされている熱海市は調査対象にしないということ、熱海市と協議済みであると承りましたが、こういった図というのは、協議してあるから落とさないというよりもきちんとした正確なデータを落とすようにお願いしたいと思っております。

それと69番になります。私の意見といたしまして、ここの丹那盆地の景観というのは、「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」に選定されているこの盆地の景観は、ここならではの景観ということであって、その景観が太陽光パネルの設置によってどのように景観阻害、破壊されるかということの方が大きな影響であると考えています。この地域の方たちにとっての丹那盆地の景観というのは、この地域の人たちの営みの中で形成されたものでありますので、そういった、町の美しい村づくりになっているわけなんですけれども、そういったところの評価について、現地調査をされたという御回答もあるのですが、盆地景観、特異な、ここならではの景観として影響評価をし、環境影響評価をしていただきたいと思います。以上の視点から、シュミレーションし、どのように見えるかを示してください。影響が軽微であるということではないというふうに思っております。そういったことで69番の事業者の見解ということについてはもう少し考慮していただければと思っております。

(会長) 事業者さんいかがですか。質問を了解していただけるでしょうか。事業者さん、今、委員からの質問は御理解いただけただけでしょうか

(事業者) すみません。ちょっと声が割れて聞きづらかったんですけども。

(委員) 69番の意見です。一応、主要なる眺望地点からの影響評価の手法については、事業者見解が示されているのですが、私からの意見といたしましては、この丹那盆地の景観というものは、営み景観として、圍繞景観ですね、そういったこととして、価値ある地形の作った景観として、そこで営んだ景観として、価値があるということで評価されておりますので、そういった視点で、環境影響評価、予測評価を行っていただきたいと思います、お願いしたいと思います。以上です。

(事業者) 承知いたしました。そのような視点で予測評価いたします。

(会長) それ以外にございますか。はい。

(委員) 太陽光パネルについて、いくつか質問させていただきます。太陽光パネルの問題としては反射光と温度上昇があります。私が76番で質問した反射光の影響についての回答なんですけど、パラグライダーの飛行中に反射光の影響はあると思うので、その対応について、お聞きしたかったんですけど、明確な回答になっておりません。実際反射光の対応については、事業者さんの考えはどのようなものか教えてください。

(会長) 事業者さん聞こえていますか。

(事業者) 確認しています。

(委員) 確認している間に、先にもう1個、質問していいですか。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) もったいないので先に質問します。温度上昇に関しても影響がないというふうには回答されていますが、温度上昇に関しては他の先生方も質問しています。温度上昇は低いというふうな、温度上昇が低いから影響がないというふうな回答なんですけれども、実際に何を根拠でそう言っているのかよくわからないので説明してください。そして、太陽光パネルの温度上昇というのは、場所や使っている種類によってかなり変わってくるので、楽観的に影響がないというふうにするのはちょっと良くないんじゃないかと思うんですけど、この点に関しても御意見をいただきたいと思います。反射光と温度上昇に関する2点について、御回答いただきたいと思います。

(会長) 事業者さんお願いいたします。

(事業者) それではですね、76番の反射光の影響について、ですけれども、見解に示していますように、反射光の影響については、環境保全について、配慮が特に必要な施設ということで設定されておりますので、パラグライダーを楽しんでいる方は対象ではないというふうに考えております。

(委員) 対象ではないですか。想定されていないというのは社会的に問題があるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

（事業者） 反射光につきましてはですね、影響の時間帯として、太陽高度が高いと高い方向に反射するので、朝夕の夕方時間帯を対象にされていますので、太陽高度が高いと影響は小さいのではないかとこのように考えます。

（委員） わかりました。そのような考えだということがよくわかりました。それから温度上昇に関してはいかがでしょうか。

（事業者） 温度上昇に関しましては、事業者の方で設置しています他の太陽光発電設備において、温度上昇に関するような苦情等は発生していないということもございまして、実際、太陽光発電所の影響を実測をした事例について、ここで示しております、周辺に残置森林を設置したりしますので、周辺の民家への影響は想定されないというふうに考えております。

（委員） 影響がないというふうな考えでいるということがよくわかりました。もう1点、最後の質問です。太陽光のパネルの下を緑地化するという計画が質問のNo.1と2に出ています。ソーラーパネルの下には種子を吹付けるというような見解があるんですけども、種子を吹付けて対処したら、いっぱい生えたらどうするのかと思うんですね。その見解として21番では、除草剤については利用しないと計画しているというふうに書かれているんですね。これちょっと矛盾していると思うんですね。いっぱい生えたら手でむしるんですか。教えてください。

（事業者） 弊社の方でも、全国に太陽光発電所をやっているんですが、どこの発電所でも基本的には除草剤等を使用せずに人力で除草しております。なので除草機などを使いながら、人力でやっておりますので、今回の函南発電所でもそのようなことで考えております。

（委員） 今回はかなり広大な敷地なんですけれど、本当に手で全部抜く予定なんですか。

（事業者） はい、そのように考えております。

（委員） 手でやるんですか。

（事業者） 草刈機で除草いたします。

(委員) 草刈機をどうやってやるんですかね。

(事業者) 草刈機は、人が持つ草刈り機で除草していくように考えております。

(委員) ではそうやって、やっていただくように期待しています。ありがとうございました。

(委員) 追加質問です。先ほど申しましたように、ここの景観はたぐい稀なる景観なので、本当に設置するのかなと思います。しかしながら、設置するとなると、このような自然景観に広大なソーラーパネルが設置されることを、先日の現地調査でも確認させていただきました。このソーラーパネルの色とか、周辺景観との調和ということについて、工夫というものは、検討しておられるのでしょうか。

自然景観に黒を敷き詰めますと、もちろん反射とか、そういったこともあります。黒というのは風景を壊す色になります。そういったことで自然景観との調和ということ、考えた時に、例えば風力なんかですと、融和色を使うとか、そういったことが環境影響評価で出てくるわけなんですけれども、ソーラーパネルの場合はどのようにお考えでしょうか。黒が主流なんですけれども、御意見をお聞かせいただければありがたいと思います。

(事業者) 今現在計画している太陽光パネルは、濃い濃紺のようなパネルを検討しております。周囲の景観への配慮というところでも、周囲に残置森林を設けるので、そういったところで配慮することと、ソーラーパネルができるだけ反射しないようなものも選定して、反射等による影響がないような形というところで配慮したいと考えております。

(会長) 今やっていることはですね、方法書の適切性についての審議をしているので、こういうことをやるから影響がないというよりは、そういうことをしっかりと予測、評価の中で取り扱うような方法というものをしっかりとこの準備書の中で意識しながら調査をしていただければということが大事なことです。今の時点でこういうものを使うから影響がないというよりは、こういうものを使った場合にその影響程度をしっかりと評価できるような、こういう方法で調査を進めると言うような視点で、お答えいただければいいかなと思います。先ほどの濁水の時もそうなんですけれども、こういうことをやるから影響がないということではなくて、むしろ、それをしっかりと科学的な方法に基づいて実施することによって、影響がないかどうかを検討するというのが一番大事なことです。そう言った検討ができるような調査方法、予測、評価の方法を、こういうふうを考えているということを是非、お答えしていただければいいかなと思いますので、よろしくお願いたします。

(事業者) わかりました。

(会長) 他によろしいですか。

(委員) 一つ教えていただきたいんですけども、資料2のところのスライド用の30頁の地域交通に関してです。見解では、関係車両の方向と逆方向だから交通渋滞は想定されないで地域交通は選定しませんということなんですけれども、この資材搬入用の道路は、方法書14頁の地図において、緑の線で走行ルートが示されています。資料の3の13番で質問させていただいたんですけども、この走行ルートが軽井沢という住宅地の真ん中を突き抜けるようになっており、とにかく狭そうなんですけれども、ここの道路幅ってどれくらいでしょうか。方向が逆だから渋滞が想定されないとおっしゃってまいすけれども、むしろ道路幅が狭い場合には、対向車の方が渋滞が発生しやすいと思います。もう少し、この辺のところは道路幅がこれくらいで、車両間の距離はこれくらいだから、或いはこの車両数はこれくらいだから、地域交通のところは選定しないという意味だったら分かるのですが、あいまいな表現ではなく、具体的なデータに基づいて、地域交通の選定が行われないということを教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(事業者) 県道11号線の幅員については、一番狭いところの幅員が道路台帳がHP上で公開されておりまして4.1mというふうになっております。また交通量につきましては地域の概況のところ推計交通量ということで、ちょっと今、資料を探しているんですけども、約昼間で400数十台、全日で500台程度の交通量というふうになっております。

(委員) 一方向ですか。

(事業者) そのへんのところを明らかにした形で選定する理由、しない理由を記載したいと思っております。

(委員) 先ほど会長からお話しがあったと思いますが、データに基づいて科学的に説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(事業者) 承知いたしました。

(会長) ありがとうございました。委員。

(委員) 5番のところですけども、外来昆虫。事業予定地での 予防的な防除とあるんですが、どんなことを考えていらっしゃるんですか。

(事業者) ヒアリの防除の安全について、の御質問というふうに考えますので、次回に資料を準備してお答えしたいと思います。

(委員) これはちょっと助言になるかもしれませんが、予防的な防除というのは非常に危険だと思います。実は外来アリの一番の天敵は在来のアリということが分かっておりますので、そういうことを実は計画しない方がありがたいなということでお聞きしたんですけども。特に考えていらっしゃるようでしたら、予防的な防除については非常に慎重な対応が必要かなと思いますので、一応、意見として言っておきます。

(事業者) わかりました。

(会長) 私の方から2つほど、よろしいでしょうか。1番目の質問のところ、ソーラーパネルの下は種子を吹き付けして緑化に努めますと書いてあります。この10万枚のパネルの下になる、森林を伐採した後に残る根株については、どういう処理をお考えなのでしょうか。

(事業者) 現状、伐根を考えております。

(会長) すべて抜き取るということですか。

(事業者) はい。

(会長) 質問の34番と兼ね合わせるんですが、全体を見させていただくと、私の目には非常に急斜面に太陽光パネルがはり付くかなという印象なんですね。それで10万枚のパネルの下の根株をすべて抜き取って、緑化をするにしても、種子吹付けであれば、草本の緑化になりますので、土壌の流出とか土砂の流出というのは、当然、工事中も含めて想定されていいのではないかと。その上、現場は急斜面なので、意見の中では、是非傾斜区分図のようなものを作って、土地の安定性について、検討していただきたいということで出させていただいたものです。既に土壌や土砂の流出や堆積は評価項目には、入っているのでしょうか。そういうことがわかりにくいので、次回にもう一度最初に戻って環境影響評価の技術指針にのっとった項目だけで、どれを評価項目として選定し、どれは選定しないの

かというところをもう一度、一覧表として、御提示いただけるといいかなというふうに思いました。

それからもう一つ気象に関してなんですけれども、最寄りの測候所ということで 網代測候所のデータが使われております。ただ我々静岡県に住んでいる、もしくは東部に住んでいるものからすると、三島の測候所の方がはるかに近いのではないかと、というふうに生活上、経験上、思ったりします。これはおそらく調整池の容量を決めたり、河川の流下能力を決めたりする時の基準になる降水量のデータですので、ある意味非常に重要なデータだと思うんですね。これを網代のデータを使うのか三島の測候所のデータを使うのかということは、環境アセスにとって非常に重要なことだと思いますし、それを実際に検証するといえますか、それを検討するというのもこの環境アセスの中で当然必要な項目かと思えますので、気象協会さんはそこらあたりが一番御専門だと思いますので、機械的に指定されているのが網代測候所だからそちらを使うということではなくて、網代測候所と三島測候所のデータをしっかりと突き合わせていただいて、どちらのデータを使うのがより今回の事業予定地のいろいろなことを検討するのに必要かどうかという視点で調査方法を御検討いただければありがたいかなというふうに考えています。その辺いかがでしょうか。

（事業者） 気象の予報区分によりますと伊豆地域でございますので、網代は地域を代表する測定局でございますけれども、御指摘のような内容がございますので、両方の気象のデータを整理しまして、対応するようにしたいと思います。

（会長） 是非よろしく申し上げます。天城山は日本全国でも有数の降水量が多い場所ですし、東海岸の網代とどう違うか、駿河湾に面した三島とで、比較をして、それにのっとった知見に基づいて、色んなことを検討していただきたいと考えます。ありがとうございました。

（委員） 一点だけ確認させて下さい。吉崎先生が傾斜について、お話しされたんですけども、もしかしたら方法書のどこかに書いてあるかもしれないんですけども、太陽光パネルの傾斜角度ですね、ある程度、補正するとは思うんですけども、全くこれ同じ角度ではないと思うのですが、教えてください。

（事業者） 基本的には今示している角度なんですけれども、土地の状況によって角度は若干調整するような形で考えております。

（事業者） 資料の 24 頁にございます。

(委員) もう一度ページを教えてください。どこですか。

(事業者) 資料2の4の8頁です。

(委員) これ、あくまでもイメージですよ。だから傾斜角度が変わればパネルの角度も変わるというふうな理解でよろしいですか。

(会長) 今の質問は、8頁のイメージ図が、フラットなところに太陽光パネルが貼り付けてあるイメージになっているので、実際には非常に急斜面の上にはり付けることになるので、そのときの角度はどういうふうにお考えになっているのかという質問かと思えます。

(事業者) 太陽光に関して、パネルの角度、これは理想角度というものがございます。ただ御指摘のとおり斜面によっては、架台部分を調整して、パネル自身はその角度になるような形で、設置する予定としています。

(委員) でも、みんな同じ角度ではないですね。

(事業者) はい、ぴったり同じ角度というわけにはならないと思います。

(委員) ということは、見る場所によって反射光も変わってくるし、温度上昇も変わってくるという理解でよろしいですね。

(事業者) すべてのパネルを理想角度というものに基づいて設置いたしますので、反射光が大幅に変わるといふところまで影響を及ぼすかどうかは、再度確認をさせていただきます。また温度上昇においても、その角度が違うことによって温度上昇に差が生まれるのかというところは、そこは温度調整には直には関りはないと考えております。その辺、再度、確認して準備書の方に記載させていただきます。

(委員) これは非常に重要なことなので、さっき、吉崎先生がおっしゃったように傾斜角度を明確に調査して、準備書などに確実に記載していただくように希望します。よろしくをお願いします。

(事業者) 承知しました。

（会長） はい、ありがとうございます。今日の会議4時までなのですが、まだ県庁内の関係各課から出てきた意見に対する見解と住民の方から出されている色々な意見に対する見解というのを事業者さんの方からお聞きして、質疑応答しなければいけないのですけれども、残り時間が20分ぐらいということで、県庁各課の連絡会委員の委員に対する事業者の見解というのを残り20分ぐらいで述べていただいて、そのあとの質疑応答と住民の意見に対する質疑応答は次回に回したいと思いますが、20分ほどで可能でしょうか。

（事業者） 県庁からの意見の見解の説明については、準備していないのですけれども、どうしたらよいでしょうか。

（会長） 連絡会議の意見に対する何をしてないとおっしゃったんですか。準備をしていないと。

（事業者） 県庁からの意見に対する事業者の見解については、今回説明する予定には入っていなかったんですけれども。

（会長） わかりました。準備されてないということなので、連絡会議の委員からの意見書に対する事業者の見解、それから住民の方も含めた一般意見に対する事業者の見解については、次回準備をしていただいて、事業者の見解を述べていただくということにさせていただきます。では事後報告とかありますので、委員の皆様からさらに確認しておきたい、次回までに検討いただきたい事項がありましたらお願いします。

（事業者） すみません。方法書の意見の概要と事業者見解については、説明するように言われておりますので、資料がありますけれども。

（会長） わかりました。いずれにしても、資料5については今日は難しいので、資料4-1と資料4-2について、じゃあ、時間のできる範囲で、御説明、見解書を説明してください。

（事業者） すみません、資料5についての説明であれば、準備できておりますけれども。

（会長） 資料5は、非常に数が多いので、できれば資料4の方が有難いんですが、難しいですか。

（事業者） すみません。資料4は準備しておりません。申し訳ございません。

(会長) 資料5は重要な指摘もたくさんあって、この分厚さからすればとても急いでやってもあまりいいことはないということと、語弊がありますけれども、十分な質疑ができないかなと思いますので、資料4-1、資料4-2、資料5については、いずれにしても次回にお願いしたいと思いますので、準備の方をよろしくお願いいたします。

(事業者) 了解いたしました。

(会長) まだ少し時間がありますので委員の皆様からさらに意見等があればお願いします。委員からお願いします。

(委員) 坂東です。私が質問した中では答えていただけなかったことがあるのですが、造成緑地の計画はどういうふうを立てられたのかなと質問したんですけれども、そのお答えをいただけますか。

(会長) 今の質問は何番でしょうか。

(委員) すみません。11番です。

(会長) 質問の11番です。

(事業者) 現状、考えている造成の法面の緑地については、低木のサツキやツツジなどの植栽を考えております。

(委員) すみません、樹種ではなくて、ここにパネルの配置と造成緑地の配置が、方法書の11頁に図があるんですけれども、それは傾斜を判断して、要するにパネルが置きにくいので造成緑地を造るということなんですか。それとも景観上の理由でここに造成緑地を設けているんでしょうか。

(事業者) 工事用道路の関係や傾斜の関係からですね、一度、全部、伐採する必要があるところに関しては伐採、伐根をして、そして傾斜の急なところに関しては、造成緑地としております。

(委員) わかりました。ありがとうございます。

(会長) ほかによろしいですか。はい。

(副会長) 資料3の37から39までなんですけども、土地の安定性の意見と事業者の見解が書いてありますけれども、先ほど7本のボーリング柱状図については次回、お出しになるということなので、次回伺いたいと思うんですが、一点だけ、質問ですが、例えば38と39ですね、見解36と書いてありますけども、これはどれを、何を指しているんでしょうか。

(事業者) 35でございます。申し訳ございません。

(会長) ほかにございますか。委員お願いします。

(委員) 32の森下先生からの意見のところの回答で、パネル設置区域は保水力が低下するというふうにあるんですけど、これによる影響というのはどのようなことが考えられるんでしょうか。広域な伐採をすると涵養が変わって地下水とかにも影響があるような気がしなくもないんですけど、そのような影響は評価しなくてもよろしいんでしょうか。以上です。

(会長) 事業者さんいかがでしょうか。

(事業者) この評価について、詳細に、2回目の会議の時に、お示しするようにいたします。

(委員) お願いします。以上です。

(会長) ほかによろしいですか。私の方から一点お願いがあります。次回の審査会の時の事業者様からの見解の中身について、少し次回までに御検討いただきたいのですが、次回の質疑をさせていただく連絡会議からの委員の意見に対する見解、それから住民の皆さんからの意見に対する見解書の中で、林地開発許可、災害防止や水害について、林地開発許可を受けているので、というような記述が非常に多く見あたります。林地開発許可の方は森林法に基づく林地開発許可ということで、災害の防止や水害の防止や環境保全に関して林地開発した場合に問題がないかどうか、災害や水害の防止に至るような工作物、或いは調整池とか、そういったものが適切に基準どおり設置されているかどうかを判断しているものだと理解しております。

ただ環境影響評価は、それに影響を受けるということではなく、環境影響評価条例は条例の中身に従って審査をさせていただきますので、いろいろな工作物や、その行為や、環境に対する影響、ということ考えた場合に、影響があるということになれば、土地の安定性や水環境という視点でしっかり我々としては審査をさせていただきたいというふうに思っております。林地開発許可が得られているから環境アセスの方はまあ関係がないと言いますか、影響は考えていないということは、是非再検討していただいて、しっかりと環境アセスの中の土地の安定性や水環境の変化というものが、環境の保全という見地から影響及ぼすかどうかと、それに適切な調査方法が行われているかどうかという視点で、審査をさせていただきたいというふうに思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思いますが、その辺については御理解について、よろしいでしょうか。

（事業者） わかりました。

（会長） 是非よろしくお願いたします。では、よろしいですね。では委員の皆さんからの質問はだいたい出尽くしたかと思しますので、今日の質疑応答についてはここまでというふうにさせていただきます。事業者の皆様におかれましては大変長い間、ありがとうございました。

では、いったん事務局の方へお返したいと思します。よろしくお願いたします。

（事務局） 御審議、ありがとうございました。事業者の皆様にはここで御退席をお願いします。ありがとうございました。

（事業者） ありがとうございました。

（会長） ありがとうございました。

（事務局） 今回いただきました御意見につきましては、事務局で取りまとめ、事業者と調整の上、次回審査会で、御報告させていただきます。

事務局から連絡事項が2点ございます。

次回の審査会は引き続き、(仮称)函南太陽光発電事業にかかる方法書の審議を5月13日木曜日に開催する予定としております。改めて御案内いたしますので、よろしくお願いたします。

もう1点、御前崎市内で計画されております産業廃棄物処理施設、(仮称)御前崎リサイクルエネルギープラザに関する御報告です。この事業につきましては、平成30年度に方法

書の手続きを完了し、事業者は準備書手続に向けた調査等と住民等との合意形成を進めておりました。しかしながら、事業者が住民等の理解を得ることが難しいとの結論に至り、今年4月4日付けで事業を廃止することにしました。このことにより(仮称)御前崎リサイクルエネルギープラザに関する環境影響評価手続きは廃止となりましたので、御報告いたします。

連絡は以上となります。それでは、令和3年度第1回静岡県環境影響評価審査会を閉会します。長い時間、ありがとうございました。

(終了)